7. 公民連携で参考となる文献、情報等の収集方法

7.1 既往の報告書・手引き

水道事業における公民連携については、これまで厚生労働省、日本水道協会等において、報告書や手引きなどが整備されている。公民連携導入検討、受託者選定等の作業にあたっては、これらの図書を有効に活用することが有効である。

これまでに公表されている報告書・手引きの概要を表 7-1に示す。

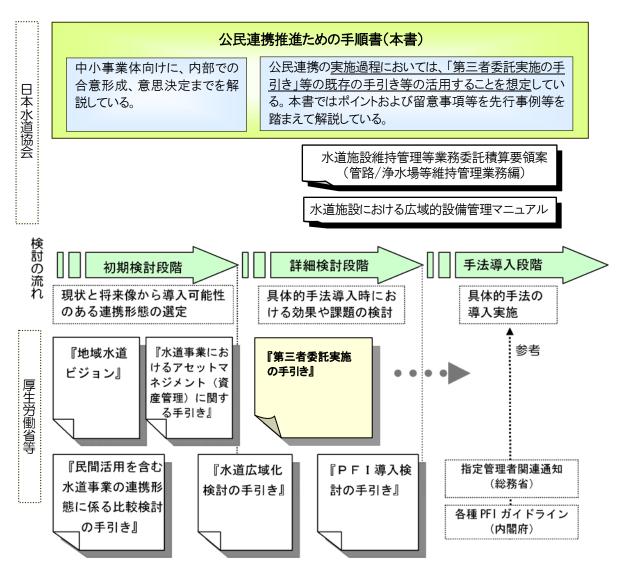
表 7-1 水道事業における公民連携に係る報告書・手引き一覧

公表年月日	名 称	公表主体	種別	入手方法	概要
平成23年3月改 定	第三者委託実施の手引き	厚生労働省	手引き 等	厚労省HP	中小規模の水道事業体における浄水場施設の運転業務 委託業務を想定し、第三者委託導入検討の考え方等に ついて整理。モニタリング(業務監視)手法やリスク分担、 性能発注の導入等に関する内容を検討した改定版(厚労 省版)
平成19年11月	★水道におけるPFI導入検 討のための手引き (現在改定中)	厚生労働省	手引き 等	厚労省HP	水道事業におけるPFI事業をPFI法に基づき、技術的、 法律的、財政的側面等の諸点からの検討を適切かつ円 滑に行うための手引き
平成20年1月	★水道事業における業務委 託の手引き 一第1次案一	日本水道協会	手引き 等	下記の積算 要領案(浄 水場編)に 添付	中小規模の水道事業体における水道施設の運転業務委 託業務を想定した、第三者委託を含む業務委託の導入 検討の手順、考え方等について整理(日本水道協会版)
平成20年8月	★「水道広域化検討の手引き」	厚生労働省	手引き 等	厚労省HP	都道府県の水道行政部局や水道事業者等における水道 広域化の検討に資することを目的として、水道広域化の 具体的な検討方法、検討事例および導入手順とフォロー アップ等を示している。
平成21年3月	★水道の安全保障に関する 検討会報告書	日本水道協会	報告書	水道協会 HP	水道事業の運営基盤の抜本的な強化策である「広域化」 と「公民連携」の推進について、新たな視点で取組むこと を提言している。
平成22年3月	●水道施設維持管理等業 務委託積算要領案 -浄水場等運転管理業務編	日本水道協会	積算 要領	水道協会 で販売	水道施設の維持管理を外部委託するうえでの標準的な 積算要領として、中小規模の水道事業体(浄水能力 50,000㎡/日程度以下)における運転管理業務および保 守点検業務について、実態調査結果を基に検討、作成さ れている。標準仕様書(例)や積算例などの豊富な事例 が収録され分かりやすい内容となっている。
平成22年9月	●水道施設維持管理等業 務委託積算要領案 -管路等維持管理業務編-	日本水道協会	積算 要領	水道協会 で販売	外部委託する上での標準的な積算要領。 中小規模の水道事業体における管路等の維持管理業務 について、実態調査結果を基に作成されており、標準仕 様書例や業務点検表様式例などの豊富な事例を収録さ れ、分かりやすい内容となっている。
平成22年11月	★『わかりやすい第三者委 託(実施までのプロセス)』	全国簡易水道協議会	解説書	簡水協HP	石狩市の実際の作業手順を基本に、小規模水道事業に おける第三者委託実施に向けた具体的な事務的プロセスをわかりやすく解説するとともに、最も頭を悩ませる要求水準書や契約書式などの内容を、そのまま使える様式集として収録している。
平成23年3月	★水道施設における広域的 設備管理マニュアル 2011	日本水道協会	手引き 等	水道協会 で販売	平成20年8月に作成した「水道広域化検討の手引き」を補完、システム構築や運転保守管理、危機管理の基本的な手順、留意点、貝体例を記述することで、広域分散した施設の集中管理に関する実務的マニュアルである。
平成22年8月	第三者委託実施状況	厚生労働省	実施 状況	厚労省HP	平成22年4月1日現在第三者委託実施状況

^{★:}公民連携、広域化の推進手続き、検討事項等で主として参考になる手引き、報告書

^{●:}公民連携で参考となる積算要領、仕様書等

既存の報告書・手引きと本書の関係を公民連携の流れに沿って図 7-1に示す。



(「第三者委託実施の手引き」改訂版(厚生労働省健康局水道課)P2,図1.2.1に加筆)

図 7-1 既存の報告書・手引き本書の位置づけ

7.2 講習会・セミナーの活用

近年は国や日本水道協会等での公民連携をテーマとした講習会、セミナー等が多く開催されてお

り、これらの機会を積極的に活用することで、公民連携に関わる情報や最新の動向等を把握するこ

とが可能である。

平成22年度には厚生労働省と経済産業省が連携(共催:(社)日本水道協会、(社)日本工業用水

協会) し、水道事業者等と民間事業者のマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携

推進協議会」が3回、仙台、埼玉、名古屋の3会場で開催された。同推進協議会は平成23年度にお

いては広島、福岡、埼玉で開催された。

7.3 公民連携先行事業体の情報収集

厚生労働省では毎年水道事業体および水道用水供給事業体における第三者委託の実施状況をホー

ムページで公表しており、全国の委託概況を把握することが可能である。

「第三者委託実施状況」(平成22年4月現在)(厚生労働省健康局水道課通知・事務連絡のページ:

http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html)

なお、類似の事業体規模、施設の委託を行っている先行事業体に直接コンタクトをとり、委託導

入に至る経緯や手続き等についてヒアリングを行うことも有効である。

これら先行事業体の中には、ホームページ等で民間委託の概要や受託者の募集選定に係る情報や

資料等を公表している事業体もあり、インターネットでの公表データも公民連携検討の際に有用な

情報となる。

また、平成22・23年度に開催された「水道分野における官民連携推進協議会」において民間事業

者が配布した PR 資料等が厚生労働省、経済産業省および日本水道協会のホームページに掲載されて

おり、民間事業者の情報収集やアクセスに有効である。

7.4 日本水道協会への問い合わせ

日本水道協会では、公民連携の推進を支援するため、公民連携にかかわる情報提供やアドバイス

などを行っている。

相談窓口 日本水道協会 水道技術総合研究所 広域化および公民連携推進担当

電 話:03-3264-2337

e-mail : kenkyusho@jwwa.or.jp

7-3